

# 山口県報

平成20年  
3月21日  
(金曜日)

## 目次

規則  
山口県漁業調整規則の一部を改正する規則(水産振興課).....



山口県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二十一号

山口県漁業調整規則の一部を改正する規則

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「第九号、第十三号及び第十五号」を、「に規定する漁業(同条第二号、ワ及びヨに規定する漁業)」に改め、「に掲げる漁業」を削る。

第七条を次のように改める。

(漁業の許可)

第七条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号イ並びに第二号イからイまで、夕及びレに規定するもの(第二号ト及びリに規定するものにあつては、動力漁船を使用するものに限る。)(にあつては当該漁業こと及び船舶ごとに、その他の漁業(第二号ト及びリに規定するものにあつては、動力漁船を使用するものを除く。)(にあつては当

該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第二号ホ、ト、ワ、

ヨ、夕及びレに規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ もじやこ(全長十五センチメートル以下のぶりの稚魚。漁業法第六十六条第一項に規定する中型まき網漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「もじやこ漁業」という。)

二次に掲げる漁業の方法により営む漁業

イ 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。前号イに規定するもじやこ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「小型まき網漁業」という。)

ロ 機船船びき網(漁業法第一百条第二項に規定する瀬戸内海(以下「瀬戸内海」という。)(においては、総トン数五トン未満の動力漁船を使用するものに限る。前号イに規定するもじやこ漁業の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「機船船びき網漁業」という。)

ハ ちご網(動力漁船を使用するものに限る。以下「ちご網漁業」という。)

ニ さし網(ホ及びヘに掲げる漁業の方法を除く。以下「さし網漁業」という。)

ホ 建網(以下「建網漁業」という。)

ヘ げんしき網(以下「げんしき網漁業」という。)

ト 敷網(以下「敷網漁業」という。)

チ すくい網(いわし、ひら又はいかなごの採捕を目的とするものに限る。以下「すくい網漁業」という。)

リ 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。)

又 はえなわ(瀬戸内海において動力漁船を使用して、たい、はも、ぶぐ又はあな

この採捕を目的とするものに限る。以下「はえなわ漁業」という。)

ル しいら漬(以下「しいら漬漁業」という。)

ヲ たこつば(瀬戸内海においてするものに限る。以下「たこつば漁業」という。)

ワ まきえつり(瀬戸内海において動力漁船を使用して、たい、すずき又ははずの

採捕を目的とするものに限る。以下「まきえつり漁業」という。)

カ 小型いかつり(瀬戸内海以外の海域において、いかの釣り上げ及び取り外しを

繰り返して自動的に行う設備を有する総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁

船を使用するものに限る。以下「小型いかつり漁業」という。)

船を使用するものに限る。以下「小型いかつり漁業」という。)

ヨ 小型定置網(以下「小型定置網漁業」という。)

タ か(レ)に掲げる漁業の方法を除く。動力漁船(日本海においてずわいがにを採捕することを目的とするものにあつては、総トン数十トン未満の動力漁船)を使用するものに限る。以下「かこ漁業」という。( )

レ いか巢網(以下「いか巢網漁業」という。)

第八条第一項中「前条第一号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる漁業」を「前条第一号イ並びに第二号イから力まで、タ及びレに規定する漁業(同号ト及びリに規定するものにあつては、動力漁船を使用するものに限る。 )」に改め、「の漁業」の下に「(同条第二号ト及びリに規定するものにあつては、動力漁船を使用するものを除く。 )」を加える。

第二十五条第一項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第三十七条第一項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又はもしやこ漁業の許可に基づいて採捕する場合」を加える。

第三十八条を次のように改める。

(漁業の禁止)

第三十八条 次の各号に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

一 沖縄式追込網(瀬戸内海においてするものを除く。以下「沖縄式追込網漁業」という。)

二 こぎさし網(以下「こぎさし網漁業」という。)

三 空つりこぎ(文ちんこぎ及びひけなわこぎを含む。以下「空つりこぎ漁業」という。)

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

第四十二条 削除

第四十三条 建網漁業は、第一号に掲げる点と第二号に掲げる点とを結んだ線、第三号から第五号までに掲げる点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた山口県海域においては操業してはならない。

一 下関市唐戸町亀山神社鳥居

二 福岡県北九州市門司区門司港湾合同庁舎北西角

三 下関市長府宮崎町串崎東端

四 下関市満珠島南端

五 福岡県北九州市門司区部埼灯台

第四十四条 削除

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条の表中「第七条第十四号」を「第七条第二号力」に改める。

第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項中

第四十三条の表四に掲げる海域

を

一 次のアからセまでの点を順次結んだ線、  
 下関市蓋井島北端と同市大字吉母毘沙ノ鼻  
 突端とを結んだ線、下関市彦島太郎ヶ瀬鼻  
 突端と同市伊崎町二丁目根岳ノ岬突端とを  
 結んだ線及び最大高潮時海岸線とによつて  
 囲まれた海域

ア 下関市彦島福浦防波堤基部

イ アの点から百六十六度千五百メートル  
 の点

ウ アの点から二百八十度千三百五十メー  
 トルの点

エ 下関市旧笠瀨灯浮標(北緯三三度五六  
 分東経一三〇度五二分三九秒)

オ 下関市旧船瀬灯浮標(北緯三三度五六  
 分二七秒東経一三〇度五一分五五秒)

カ オの点と下関市六連島灯台とを結んだ  
 線と同市竹ノ子島北端とキの点とを結ん  
 だ線との交点

キ 下関市六連島波止ノ鼻から二百十度百  
 五十メートルの点

ク 下関市六連島北頂上と福岡県北九州市  
 小倉北区馬島北頂上とを結んだ線の海面  
 における中央点

ケ 下関市六連島平岩(北緯三三度五八分  
 三六秒東経一三〇度五一分三七秒)から  
 二百七十二度五十分五百メートルの点

コ 下関市六連島灯台と同市蓋井島灯台と  
 を結んだ線(以下「A線」という。 )と

ケの点と下関市永田本町四丁目エビラ山  
 頂上とを結んだ線との交点

サ A線と北九州市小倉北区大藻路岩灯標

- と下関市安岡本町三丁目村崎ノ鼻西端とを結んだ線との交点
- シ 下関市蓋井島灯台と北九州市小倉北区大藻路岩灯標とを結んだ線と北九州市若松区男島南端と下関市大字吉母眼ノ崎北西端とを結んだ線との交点
- ス セの点と北九州市若松区男島北西端とを結んだ線と下関市六連島南西端と北九州市小倉北区大藻路岩灯標とを結んだ線の延長線との交点
- セ 下関市蓋井島泉水ノ鼻突端
- 二 下関市豊北町大字神田本場鼻突端と長門市依島西端とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 三 次のアからエまでの点を順次結んだ線、長門市仙崎青海大橋の中心線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 長門市松島北端
- イ 長門市幸島東端
- ウ 長門市三ツ子岩頂上
- エ 長門市通津小浦南端
- 四 次のアからキまでの点を順次結んだ線、クからセまでの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（萩市大島瀬戸ヶ鼻（北緯三四度三〇分四二秒東経一三一度二四分五五秒）九十度の線から同島外鼻（北緯三四度二九分四三秒東経一三一度二五分九秒）九十度の線に至る東側最大高潮時海岸線から五百メートルの海域を除く。）
- ア 萩市相島西端
- イ 萩市壁岩（大壁）頂上
- ウ 萩市鯖島北端
- エ 萩市ツバ瀬灯標
- オ 萩市指月山頂上
- カ 萩市九島頂上
- キ 萩市羽島南西端

に改める。

- ク 萩市羽島北端
- ケ 萩市大字椿東虎ヶ崎突端
- コ 萩市大井鶴山岬突端
- カ 萩市秋大島港赤穂瀬南防波堤灯台から七十二度二千六百メートルの点
- シ 阿武郡阿武町大平瀬灯台から三百九十九度五千三百メートルの点
- ス セの点から三百二十四度五千メートルの点
- セ 萩市相島北端

第六十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第七条、」を削り、「第四十七条まで」を「第三十七条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の山口県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第七條各号に規定する漁業について同条の規定による漁業の許可又は改正前の規則第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けている者は、それぞれ改正後の山口県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七條第二号イからエまで又は第二十一条第一項の規定による漁業こと及び船舶こと又は漁業ことの許可又は起業の認可を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により改正後の規則第七條の許可とみなされる許可の有効期間又は改正後の規則第二十一条第一項の起業の認可とみなされる認可に係る改正後の規則第二十二條第二項の知事が指定した期間は、従前の許可又は起業の認可の残存期間とする。
- 4 この規則の施行の際現に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六條第一項又は改正前の規則第七條の規定による漁業の許可を受けている者については、改正前の規則第四十二條から第四十四條まで及び第四十六條の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 5 この規則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十年三月十一日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）